

## 群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、森林所有者による経営管理が行われていない森林について、市町村が森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第35条第1項に規定する経営管理実施権を設定し、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資するため、法第36条に基づき経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を登録及び公表することを目的とする。

### (民間事業者の募集)

第2条 知事は、法36条第1項に基づき、定期的に、県内で経営管理実施権配分計画が定められた場合に経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者（以下「民間事業者」という。）を募集するものとする。

### (要件適合の判断)

第3条 知事は、前条の規定による募集に応募した民間事業者について、法36条第2項に規定する要件に適合しているか判断するものとする。

2 前項の判断は、次の項目により行うものとする。

(1) 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

- ア 生産量の増加又は生産性の向上
- イ 生産管理又は流通合理化等
- ウ 造林・保育の省力化・低コスト化
- エ 主伐後の再造林の確保
- オ 生産や造林・保育の実施体制の確保
- カ 伐採・造林に関する行動規範の策定等
- キ 雇用管理の改善及び労働安全対策
- ク コンプライアンスの確保
- ケ 常勤役員の設置

(2) 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

3 第1項の判断をする際には、市町村長の意向が反映されるよう意見を求めるものとする。

### (民間事業者の登録)

第4条 知事は、前条の要件に適合した民間事業者について、経営管理実施権を希望する民間事業者名簿（以下「実施権希望者名簿」という。）に登録するとともに、関係市町村及び当該民間事業者に通知するものとする。

(登録の変更)

第5条 登録された民間事業者は、公表内容の変更の有無や事業の実績等を報告するものとする。

2 知事は、登録内容に変更が生じた場合は、その内容を修正するとともに、修正した旨を関係する市町村に通知するものとする。

(登録の取消し)

第6条 知事は、登録した民間事業者が、法第36条第2項に定める要件に適合しなくなったと認められる場合は、当該民間事業者の登録を取り消すとともに、取り消した旨を関係する市町村及び当該民間事業者に通知するものとする。

(登録した民間事業者情報の公表)

第7条 知事は、実施権希望者名簿及び登録した民間事業者の情報等を公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。